

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年11月28日認可した。

平成26年12月5日

香川県知事 浜田惠造

土地改良区名	土地改良事業名
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）流田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一小路地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）行司池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山ノ神池地区
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上万塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小田名地区